

アジア諸国と人権（その二〇）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ここで、スリ・ランカを例にとって、まず「民主主義における少数者」の問題について考えてみましょう。いさでもなく、民主主義の手続的原則は多数決であり、集団全体の意見は、集団の構成員多数の意思で決められます。ただし、多数決が万能であるかは、難しい問題を孕んでいます。私は教壇に立っていたころ学生たちに時々「一〇一人の人間集団で、五一人が残りの五〇人を殺すルールを作れるか」と問い合わせることにしていました。学生たちは一様に「それは無茶だ」と答えます。だとすれば、多数決で決められることは、何がしかの限界があるはずです。そしてそれは、少数者の生命に対する

数派に属するタミール系の人たちが多数派に属するシンハラ系の人たちに差別されるという「集団」の権利の問題であり、いわゆる自決権の問題です。自決権については今日、かつての植民地住民が海外の支配国家から分離・独立するような「外的自決権」と、独立国家のなかで少数者に属する人たちの自治を守る「内的自決権」とに分けられており、タミール系集団の自治をスリ・ランカという独立国家の枠内でどこまで認めるべきか、を問題とすべきでしょう。そして私の考えでは、全体としての集団の権利（自決権）はその集団に属する個々人の人権を尊重しなければならず、タミール系であるというだけの理由で、暴力・武力に訴えてでも分離・独立を達成すべき闘争に参加することを強要するLTTE（タミール・イーラム解放の虎）の主張は認められません。ただし多数派のシンハラ系も、タミール系の人びと個々人の人権を差別・侵害すべきではありません。單に少数者に属するというだけで個々人の中核的な人権まで侵されるようでは、少数派としても暴力・武力に訴え

ざるをえません。自分達の人権は平和的な手段で実現できるという可能性を見失ったとき、少数派はテロ行為に訴えがちなのです。

少數派がそうした状況に追い詰められ、充分な数の成年兵が確保できないと、少年兵の問題が出てきます。一般的に少年は判断力に乏しく、青年は理念に走りがちです。それに付け込んで、狂信的な大人のなかには、年少者をたぶらかせ、兵力に利用する者が現れます。あのルーマニアの独裁者チャウシェスク夫妻は戦いで親を失った孤児たちを厚遇して親衛隊に仕立て上げていきましたし、アラビアン・ナイトには睡眠薬で眠らせた青年たちに美しい楽園を体験させ、殉死すれば再び楽園に往けると信じさせて暗殺者に訓練した王族の話がでできます。

少年兵はユネスコや国連安保理の作業班でも非難されていますが、幼いころ神風少年兵を夢見た私にとつても、これは他人事ではありません。結局、民主主義が人権を生かせるように機能するためには、私たち一人ひとりがよくよく考え、それを行動に活かさなければならぬのです。